

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅、特別 県営住宅及び埼 玉県特定公共賃 貸住宅の行政財 産使用料の徴収 事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十七年四 月一日から平成 二十八年三月三 十一日まで
同右	同右	同右